

三重県警察の監察に関する訓令を次のように定める。

昭和37年10月12日

三重県警察本部長 柏原 及也

三重県警察の監察に関する訓令

改正 昭41県本部訓令第1号、平8第16号、平12第4号、令3第6号

(目的)

第1条 この訓令は、監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）を効果的に運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(監察の本旨)

第2条 監察は、警察の能率的な組織運営及びその規律の保持に資するため、警察諸般の実態を調査検討して、その刷新改善を図ることを本旨とする。

(監察の種類)

第3条 監察の種類は、次のとおりとする。

(1) 服務監察

職員の服務について行う監察をいう。

(2) 業務監察

警察業務の運営について行う監察をいう。

(監察の実施種別)

第4条 監察の実施種別は、次のとおりとする。

(1) 総合監察

おおむね毎年1回、警察諸般の事項について総合的に行う監察をいう。

(2) 随時監察

随時必要事項について行う監察をいう。

(3) 特別監察

本部長の特命により行う監察をいう。

(監察の実施計画等)

第5条 監察は、規則の定めるところにより、毎年度監察を実施するための計画（以下「監察実施計画」という。）を策定して行わなければならない。ただし、随時監察又は特別監察で急を要するもの（以下この条において「随時監察等」という。）については、この限りでない。

2 監察実施計画を策定したときは、本部長は速やかに監察実施計画書（様式第1）を作成の上、三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告しなければならない。

3 随時監察等を行う必要が生じた場合には、その都度、速やかに監察を実施するものとする。

(監察担当官及び補助官)

第6条 監察担当官は、警務部長、首席監察官及び監察官とする。

2 必要があるときは、本部長の指名する者に監察の職務を補助させることができる。

(監察担当官及び補助官の心構え)

第7条 監察担当官及び補助官は、特に言動を慎み、清廉潔白に身を持するとともに、厳正公平に職務を執行しなければならない。

(監察担当官の措置)

第8条 監察担当官は、監察の実施にあたり、必要があるときは、次の措置をとることができる。

- (1) 課、隊、所、学校及び署並びに交番等の施設備品を点検し、又は書類、簿冊を閲覧すること。
- (2) 職員に対し、その職務に関し、質問し、給貸与品を点検すること。
- (3) 関係職員の出頭を求め、事案について説明又は意見を聴取すること。
- (4) その他必要と認めること。

2 前項の措置について支障がある場合を除くほか、あらかじめ所属長にその旨通知するものとする。

(課長の協力)

第9条 本部各課長は、監察実施上参考となる事項について監察官に通報するなど常に協力するものとする。

(監察結果の措置及び報告)

第10条 監察を行ったときは、その結果を本部長に報告するとともに必要な事項については、関係所属長に通報連絡するなど適切な措置を講じなければならない。

2 本部長は、四半期に1回以上監察の実施状況について監察実施状況報告書(様式第2)を作成の上、公安委員会に報告しなければならない。

(その他)

第11条 この訓令の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和37年10月12日から施行する。
- 2 三重県警察監察規程(昭和29年県警察本部訓令第31号)は、廃止する。

附 則 [昭和41年4月1日 三重県警察本部訓令第1号抄]

- 1 この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 [平成8年11月1日 三重県警察本部訓令第16号]

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際に現に三重県警察本部訓令の規定に基づき作成されている用紙は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 〔平成12年3月22日 三重県警察本部訓令第4号〕

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 〔令和3年3月29日 三重県警察本部訓令第6号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第 1

年 月 日 三重県公安委員会 殿 三重県警察本部長 年度 監察実施計画書			
種類	実 施 項 目	対 象 部 署	時 期

様式第2

年 月 日 三重県公安委員会 殿 三重県警察本部長 監察実施状況報告書 (月～ 月)					
時 期	種 類	対象部署	実 施 項 目	実 施 結 果	措 置